

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 重要事項説明書

2025 年 4 月 1 日 現在

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	東京ほくと医療生活協同組合
主たる事務所の所在地	東京都北区豊島三丁目 4 番 1 5 号
連絡電話番号	03-3927-8864
代表者	代表理事 今泉 貴雄
設立年月日	1953 年 3 月 27 日
事業概要	東京都北区・荒川区・足立区で病院、診療所、歯科、訪問看護ステーション、ヘルパーステーション、居宅支援事業所、通所介護事業所、通所リハビリテーション等の事業所で保健・医療・福祉・介護の連携による事業活動をおこなっています。地域の人々を主体としたまちぐるみの健康づくりを大切にして、健康チェック活動や健康診断活動、健康づくりサークル活動を行っています。また住み慣れたまちで暮らしていきたいという人々の願いを実現するために、ボランティア活動によるやさしさのネットワークづくりを広げています。

2. 事業所の概要

提供するサービスの種類と地域及びサービス提供の時間帯

事業所名	王子生協病院
所在地	東京都北区豊島三丁目 4 番 1 5 号
介護保険指定番号	居宅療養管理指導 (東京都・1311770718 号)
管理者及び連絡先	院長 今泉 貴雄 電話番号：03-3912-2201
提供地域	東京都北区・足立区・荒川区 (その他の地域もご相談ください)
通常の提供時間	月曜から金曜日 9：00～17：00 土曜日 9：00～13：00
定休日	日曜・祝日・年末年始（12/29 から 1/3）
サービス提供の職員体制	医師：1 名以上 看護師：1 名以上

3. 事業の目的と運営方針

- (1) 事業者は適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある要介護者（要支援者）（以下「利用者」という。）に対し、適切な居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導） サービスを提供することを目的とする。
- (2) 事業所は、事業の実施にあたっては、利用者が要支援・要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して、その療養生活を支援し、その療養生活を支援し、利用者の心身機能の維持回復を図り、要支援者においては、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- (3) 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに常に利用者の家族および居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係区市町村とも連携を図るものとする。

4. サービスの内容

居宅療養管理指導：医師が利用者の居宅を訪問し、計画的かつ継続的な医学的管理に基づいて、利用者の同

意を得た上で、居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の作成に必要な情報（基本情報、症状、留意点）を提供します。また、利用者もしくはその家族に対しては、居宅サービスを利用する上で留意点や介護方法について、指導および助言を行い、その内容を記録した文書をお渡しします。さらに、看護職員が医師の指示のもと、療養上の相談や支援を行います。

5. 利用料金について

(1) 利用料は介護保険負担割合証に記載された負担割合によって決まります。

サービス提供者等		基本 単位	利用料	利用者負担		
				1 割負担	2 割負担	3 割負担
(介護予防) 居宅療養 管理指導費(Ⅰ) 医師が行う場合	単一建物居住者 1 人の場合	515	5,150 円	515 円	1,030 円	1,545 円
	単一建物居住者 2 人以上 9 人以下の場合	487	4,870 円	487 円	974 円	1,461 円
	上記以外の場合	446	4,460 円	446 円	892 円	1,338 円
(介護予防) 居宅療養 管理指導費(Ⅱ) 医師が行う場合	単一建物居住者 1 人の場合	299	2,990 円	299 円	598 円	897 円
	単一建物居住者 2 人以上 9 人以下の場合	287	2,870 円	287 円	574 円	861 円
	上記以外の場合	260	2,600 円	260 円	520 円	780 円

※1. 「Ⅱ」については、当該月に医療保険において「在宅時医学総合管理料」または「特定施設入居時等医学総合管理料」を算定する利用者が対象となります。

※2. 「単一建物居住者」の人数は、当該建築物の居住者のうち、医療機関ごとに、同一月に居宅療養管理指導費を算定している利用者の数となります。

※3. 居宅療養管理指導費は、介護保険サービスにおける利用限度額(区分支給限度基準額)には含まれません。

※4. 居宅療養管理指導費は、地域区分に関係なく「1 単位 10 円」で計算した金額となります。

(2) 交通費

- ・サービス提供地域に定めたご利用者は、無料です。
- ・それ以外の地域は実費をいただきます。

(3) 利用料金のお支払方法

料金のお支払い方法、毎月 20 日までに前月分の請求をいたしますので、翌月末日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払い方法は現金集金、口座自動引き落としの方法があります。
※お支払い方法は、できれば口座引き落としとしてお願いしております。

6. 機密保持及び個人情報について

事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。また、個人情報は当事業者の「個人情報保護に関する基本方針」に基づき適切に運用いたします。

7. 緊急時等及び事故発生時における対応方法

- (1) サービスの提供を行っているときに利用者に症状の変化、その他緊急事態が生じたときは速やかに必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は利用者に対する指定居宅サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに区役所、利用者の家族等に連絡を行ない、必要な措置を講じます。
- (3) 事業者は事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には損害を賠償します。

8. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置 虐待防止に関する責任者：王子生協病院 院長
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会（高齢者ケア委員会）を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (4) 従業員に対して虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) 事業者は虐待等が発生した場合、速やかに区役所へ通報し、区役所が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとします。

9. 身体拘束等の原則禁止について

サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録します。

10. ハラスメント対策について

- (1) 事業者は、東京はくと医療生活協同組合ハラスメント防止宣言・ガイドラインに基づいて必要な対策を講じます。
- (2) サービス利用契約中に、利用者又は利用者家族等が暴力、ハラスメント行為を行った場合は、サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は契約を解除する場合があります。

11. 衛生管理等について

職員等の衛生状態の保持および健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、感染症の発生や蔓延予防のために措置を講じます。

12. 事業継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための事業継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

13. 身分証携行義務について

サービス提供を行うものは、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14. 心身の状況の把握

(介護予防)居宅療養管理指導の実施にあたっては、介護予防支援事業者又は居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

15. 居宅介護支援事業所等との連携

- (1) (介護予防)居宅療養管理指導の提供にあたり、介護予防支援事業者及び居宅介護支援事業者、保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「(介護予防)居宅療養管理指導計画」の写しを、利用者の同意を得た上で介護予防支援事業者又は居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに介護予防支援事業者又は居宅介護支援事業者に送付します。

16. サービス提供の記録

- (1) 文書等により指導又は助言を行うように努め、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存します。口頭により指導又は助言を行った場合は、その要点を記録します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

17. サービス内容に関する相談・苦情等

利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

当事業所の相談・苦情窓口（月～金 9：00～17：00）

事業所相談窓口	在宅医療部	電話：03-3912-6181（代表）
---------	-------	---------------------

当事業所以外に各区の相談・苦情窓口・国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

北区介護保険課事業者支援係	03-3908-1119
荒川区介護保険課	03-3802-3111（代）
足立区介護保険課事業者指導係	03-3880-5746
足立区社協基幹地域包括支援センター	03-6807-2460
東京都国民健康保険団体連合会（国保連）	03-6238-0177

居宅療養管理指導の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

2025 年 月 日

事業者

< 事業者名 > 東京ほくと医療生活協同組合
< 所在地 > 東京都北区豊島三丁目4番15号
< 代表者 > 代表理事 今泉 貴雄
説明者 王子生協病院
氏 名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者

住所 東京都

氏名

(代理人)

住所

氏名

続柄（ ）

連絡先